

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 17 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部
を改正する政令（令和 6 年政令第 394 号）の施行に伴うため。

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例（令和 7 年伊丹市条例第
号）

伊丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

3 0 年 以 上	3 0 年 以 上 3 5 年 未 満	3 5 年 以 上
円	円	円
9 7 9 , 0 0 0	9 7 9 , 0 0 0	1 , 0 7 9 , 0 0 0
9 0 9 , 0 0 0	9 0 9 , 0 0 0	1 , 0 0 9 , 0 0 0
8 4 9 , 0 0 0	8 4 9 , 0 0 0	9 4 9 , 0 0 0
8 0 9 , 0 0 0	8 0 9 , 0 0 0	9 0 9 , 0 0 0
7 3 4 , 0 0 0	7 3 4 , 0 0 0	8 3 4 , 0 0 0
6 8 9 , 0 0 0	6 8 9 , 0 0 0	7 8 9 , 0 0 0

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し，同日前に退職した非常勤消防団員については，なお従前の例による。